第1回新潟県後期高齢者医療広域連合 情報公開·個人情報保護審査会会議録

日 時 平成22年9月21日(火)

開会:午後1時30分(閉会:午後2時30分)

会 場 新潟県自治会館本館3階国民健康保険団体連合会事業課会議室

出席委員 大竹眞理子

小林睦子

澤田克己

高杉幹夫

福井泰雄

事務局 池上忠志(事務局長)

池田伸一(事務局次長)

大滝淳一(業務課長)

北村秀実(総務係長)

丸山真也 (総務係主任)

吉本孝之(総務係主事)

日 程

- 1 開会
- 2 広域連合事務局長挨拶
- 3 会長の選出について
- 4 会長の職務代理者の指名について
- 5 議題
- (1) 諮問事項

医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報の提供について

(2)報告

平成22年度の情報公開等の運用状況について

- 6 その他
- 7 閉会

審議会内容

1 開会(池田次長)

定刻となりました。ただ今より平成22年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず、はじめに、委員の皆様には、このたび委員の委嘱のお願いが大変遅くなりまして、申し訳ありませんでした。委員の任期が昨年の 11 月に満了になっておりまして、今回の開催にあたり、委員の皆様にご確認させていただきましたところ、皆さん快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。先ずもって御礼を申し上げます。

本日は、新しい委嘱状を皆さんの机の上に置かせていただきました。どう ぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、池上事務局長より挨拶を申し上げます。

2 広域連合事務局長挨拶

事務局長の池上でございます。どうもお久しぶりでございます。

昨年度はこの会を開く機会がなく、21年の3月に開かせていただきましたので、1年半ぶりということとなりまして、ただ今司会からもありましたが、皆さんに委嘱することを忘れておりまして大変申し訳ありませんでした。そういった中で、快くお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。

また、今日は公私共にご多忙の中、お越しいただきまして誠にありがとう ございます。

さて、本日の審査会の諮問事項でございますが、報道等がさかんになされております高齢者所在不明問題に関しますことで、途中で詳しくご説明申し上げますが、厚生労働省から各広域連合の被保険者のなかで後期高齢者医療の医療給付を一定期間利用していない方について情報提供していただきたいという依頼がありました。その内容としては、一つは年金の支給の適正化に資するために日本年金機構に対して情報提供するものです。もう一つは住民基本台帳の内容の正確性を保持するためにというものでして、これは希望のある市町村に対して情報提供してくださいと厚生労働省から依頼があったものです。

そういった中で、この件につきまして審査会にお諮りしまして、委員のみなさまのご意見を伺いまして、私共の方針を決めてまいりたいと考えておりますので本日はどうぞよろしくお願いします。

3 会長の選出について

審査会条例第6条第1項に基づき委員の互選により定めるとしており、その結果、「澤田克己」委員が会長に選出された。

(会長挨拶)

引き続き会長に選出されました澤田です。どうぞよろしくお願いします。

4 会長職務代理者の指名について

審査会条例第6号第3項に基づき、会長の職務を代理する委員として会長が指名する。

「高杉幹夫」委員が指名される。

5 議事(議長:澤田会長)

※議事については、会長が議長を務め進行

- (1)「諮問事項」(事務局)
 - ①医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報の提供について 医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報を日本年金機構へ 提供するもの

具体的内容

日本年金機構が死亡又は行方不明が疑われる年金受給者への対応として、 医療給付を一定期間利用していない被保険者のうち、年金受給者の現況を 確認した上で、当該受給者の健在確認できない場合には、年金支給を一時 差し止める等の措置を講ずるため、該当する被保険者の被保険者番号、カ ナ氏名、生年月日、性別、都道府県コード・市区町村コード、郵便番号の 情報提供が求められている。

ついては、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利 益を不当に侵害する恐れがないと認められるので、日本年金機構に対して、 該当する被保険者の当該情報を提供できるものとしたい。

理由

死亡又は行方不明が疑われる年金受給者の確認は、年金支給の公平性を保つために重要である。確認を迅速、かつ効率的に行うためには、対象者を絞り込むことが必要であり、医療給付を一定期間利用していない被保険

者の情報の利用が有効な手段として考えられる。

また、年金支給の一時差し止め等の対象になるのは、死亡又は行方不明により健在が確認できない方に限られ、健在な方については、実質的に何の影響も及ぼさないと考えられる。

よって、個人情報保護条例第8条第1項第5号で規定される「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」と認められるので、当該情報を日本年金機構に提供できるものとしたい。

②個人情報を日本年金機構に提供した場合の本人への通知をしないことに ついて

具体的内容

個人情報保護条例第8条第4項の規定により、個人情報を提供したとき はその旨及びその目的を本人に通知しなければならないとされているが、 通知しないことが適当と認められるので、本人への通知はしないこととし たい。

理由

提供された情報を基に、日本年金機構で確認した上で、健在が確認できない場合に年金支給の一時差し止め等の措置を講ずるとしており、通知することにより、本人の年金支給には何ら影響がなく、無用の不安を与えることとなる。また、通知することにより、広域連合の事務量及び経費の増加が見込まれる。

よって、個人情報保護条例第8条第4項の規定により、本人への通知はしないこととしたい。

③医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報の提供について 医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報を市町村へ提供す るもの

具体的内容

住民基本台帳を正確な内容に修正するため、医療給付を一定期間利用していない被保険者の被保険者番号、個人番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、住所の情報を市町村へ提供することが求められている。

ついては、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるので、市町村に対して、該当する被保険者の当該情報を提供できるものとしたい。

理 由

医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報は住民基本台帳の内容の正確性を確保するために有効であり、後期高齢者医療制度の被保険者管理の正確性を確保することにもつながるものと考えられる。

また、修正等については、市町村において、確認した上で適切に行うこととされている。

よって、個人情報保護条例第8条第1項第5号で規定される「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」と認められるので、当該情報を市町村に提供できるものとしたい。

④個人情報を市町村に提供した場合の本人への通知をしないことについて

具体的内容

個人情報保護条例第8条第4項の規定により、個人情報を提供したとき はその旨及びその目的を本人に通知しなければならないとされているが、 通知しないことが適当と認められるので、本人への通知はしないこととし たい。

理由

提供された情報を基に、市町村で確認した上で、適切に住民票の記載、 消除又は記載の修正を行うとしており、通知することにより、本人の住民 票には何ら影響がなく、無用の不安を与えることになる。また、通知する ことにより、広域連合の事務量及び経費の増加が見込まれる。

よって、個人情報保護条例第8条第4項の規定により、本人への通知はしないこととしたい。

審議等

① 医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報を日本年金機構へ 提供することについて

(委員)

これが一番いい方法なのか。

事務局のほうで、高齢者所在不明問題の対応方法として他にも何か聞いていますか。

(事務局)

年金機構としては、後期高齢者医療広域連合から情報を得てそれにもとづいて動くという形で進めている。他の情報については受け取らないで、75歳以上のみのようです。

(委員)

厚生労働省の管轄ということで行われているようだが、比較的他省にも関わる問題のように考えられる。

(委員)

包括的な方法としてはこのような方法がいいのか。

(委員)

年金機構とはデータを提供された後に、それなりに別途確認の方法を取るのか。

(事務局)

新潟の年金機構に確認したなかでは、数も多い中で調査というのは難しいだろうということで、広域連合から得た情報に対して文書を送るという方法で今のところ進めているようです。

(委員)

利用していないということがわかった段階で、どういう判断で支給停止を 行うんですか。

(事務局)

今回の名簿の方に文書で送付すると。そして、その文書が返ってこなかった方について、再度調査をかける形になると思います。

(事務局)

年金機構の動きなので、はっきりとしたことは言えませんが、お手紙が返ってこなかった方に対して、市町村窓口を使うのか民生委員を使うのかわかりませんが、それを再度調査にかけて、年金の支給をストップするという方向で動いていると思います。

② 個人情報を日本年金機構に提供した場合の本人への通知をしないこと について

(委員)

広域連合長の見解によると通知しないということにしたい理由の一つは、 事務量と経費の増加が見込まれるとなっていますが、事務量と経費というの は試算か何かされていますか。仮に通知を送るとして何通ぐらいになります か。

(事務局)

8月頃に調べた数字ですが、約 9,400 件の方が受診されていないため、それらの郵送料となるとかなりの額になると思います。

(委員)

審査会で了承ということになれば、通知しない代わりの公の連絡方法としてなにか広報手段を考えていますか。

(事務局)

諮問をさせていただき、答申書をいただければ、それを公表します。

(委員)

広域連合にはホームページはありますか。そこに公開するのも一つの手段では。

(委員)

ホームページ以外の手段はありますか。

(事務局)

自治会館に掲示板があるので、そこに掲示します。

(委員)

法律上はそれで足りるのでしょうが、もう少し公表の方法を考えてほしい と思います。とりあえずは、掲示板への掲示とホームページに公表をしても らいたい。

③ 医療給付を一定期間利用していない被保険者の情報を市町村へ提供するもの

(委員)

年金機構には提供しないが、市町村には提供するものとして個人番号と漢字氏名がありますが、これらは日本年金機構には必要のない情報であるためということでよろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

個人番号とはどういったものですか。

(事務局)

個人番号は住民基本台帳の住民番号と合わせている番号です。個人番号に もとづいて、被保険者番号を付番しています。個人番号があると住民基本台 帳と突合ができるため提供する情報に入れました。

(委員)

日本年金機構にはカナ氏名のみで、市町村には漢字氏名も提供する理由は。 (事務局)

同姓同名があった場合などに、誤った個人に突合されることを避けるため に漢字氏名も提供します。

④ 個人情報を市町村に提供した場合の本人への通知をしないことについて

(委員)

これについても、できる限り公表に努めてもらいたいと思います。

(会長)

それでは、ご意見も出ましたので、まとめさせていただきます。

委員の皆様からは、諮問書のとおり情報提供することで、ご了解をいただいたものと思います。

答申書につきましては、事務局であらかじめ案を準備していただいておりますので、これから皆様に配付いたします。

(事務局: 答申書を配付)

(会長)

一通りご覧いただきたいと思います。

答申書としてはこのとおりで、審査会の意見としては通知はしないけれども、公表の方法としてはなるべく掲示だけではなく、ホームページ等で公表していただきたいということであります。

この案でいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

- 一「異議なし」の声あり一
- 一 審議終了 一

(2)「報告」(事務局)

22年度現在までの個人情報の開示は、1件あります。内容としては長岡市からの請求になります。開示請求に係る個人情報の内容は、レセプト情報を開示しております。希望する開示方法としては、写しの交付という形になっております。本人との関係ですけれども、保健指導を実施する市町村という形で市町村に提供しております。個人情報の利用目的は医療の地域的な統計・分析への利用という形で利用するとのことです。個人情報を必要とする理由ですが、介護予防事業の効果を検証するためにレセプト情報が公益上必要不可欠であるためということです。必要とする個人情報の範囲は、平成21年12月分から平成22年3月分までのレセプト情報を提供しています。資料のレセプト情報項目一覧の請求項目の欄に丸をつけた項目について提供しました。

以上で報告を終わります。

質疑

(委員)

必要とする個人情報の範囲は、平成21年12月分から平成22年3月分とあるが、これは全員分ということなのですか。

(事務局)

全員分については、統計数値だけ提供しまして、一部の方だけ個人情報を 提供しました。11名の方だけ個人情報という形で提供しました。

(委員)

11名の方というのは何か基準があって決められているのですか。

(事務局)

長岡市で介護予防事業を受けられている方になります。その方の健康状態がどのように変わっているかということを知りたいということで提供しました。

(委員)

期間は違うのですか。

(事務局)

同じ期間です。

(委員)

それでは、11名の方に関しては個人情報の利用目的については、保健指導の利用にも該当するのではないでしょうか。

(事務局)

実際の保健指導にデータを活用していないと思われます。効果を調べたい ということでデータを取っているものです。

(委員)

統計数値はわかりますが、効果を調べたいがために、個別的な情報を提供 するのはどうなのかなと思います。

(事務局)

11名の方は介護予防事業を受けている過程で健康状態がどのように変わっているかを把握するために情報提供しています。11名の方というのは、介護予防事業を受けている全員の方です。

(委員)

名前は情報提供していますか。

(事務局)

被保険者番号を提供していますので、名前はわかります。

(委員)

効果を把握するためであれば、そこまで情報提供する必要はなく、A さん B さんという形でも良かったように思います。

(会長)

これらにつきましては、報告事項でございますので、皆様にはこのようなことがあったということをご承知いただければ結構と思います。

----終了-----

6 その他

新たな高齢者医療制度の「中間とりまとめ」について説明

7 閉会

事務連絡後、終了。